

若越郷土研究

50の1

戦国家訓「朝倉宗滴話記」

の成立と分類解説

松原信之

第一部「朝倉宗滴話記」の成立

一、はじめに

戦国大名を語るにおいて、また戦国時代を論述するに当たって必ず検討しなければならぬ史料の一つが戦国家法（分国法）であり家訓であろう。鮮烈な闘争を繰り返して戦国時代に全国各所に割拠した戦国大名は、ようやく奪取した分国を軍事的に政治的に統制する必要から独自に制定したものが分国法であった。今川仮名目録・信玄家法・大内氏定書・六角氏式目・塵芥集（奥州伊達家）など多くの家法が、これまで紹介され考察されてきた。朝倉家十七か条⁽¹⁾（朝倉敏景十七か条、朝

倉孝景条々、朝倉英林壁書なども称される）もまた家法の一つとして論じられてきたが、内容的には、家法というよりは家訓の一種と考えるべきであろう。

家法と家訓は往々にして混同して論じられる場合が多いが、前者は法制的効力を有する条文であるが、後者はその大名家が戦国乱世を如何にして分国を維持し発展させていくべきか、また、そのためには支配者として如何にリーダーシップを発揮して家臣武将に対応すべきかを教訓的に作成した言行録ともいえるべきものであろう。このような家訓は、すでに失われたものも多いが、大名といわず家臣武将の家にも大小様々なものがあつたと考えられる。

本稿で紹介する「朝倉宗滴話記」も、その中の一点である。しかし、後述する如く、現在知られている「朝倉宗滴話記」の刊本・写本は計六点しか管見に及ばないため、家訓としては極めて重要であるにも関わらず、これまで一般には知られることが少なく、また、八十一か条という多数の条目で構成されているためか、研究の対象としても取り上げられ

ることが少なかった。唯一、『武家の家訓』⁽²⁾において三十三か条目のみ解説を試みており参考となることが多い。ただ、朝倉家の実態を十分熟知されていないため、誤りも一部に認められる。例えば、四代国主の孝景の弟「右衛門大夫（景高）」を二代国主の氏景としていたりことや、四代国主の孝景を宗滴の甥（事実は宗滴の甥の三代貞景の子）と混同しているなどである。

以下、「朝倉宗滴話記」の刊本・写本の計六点を、まず書誌学的に検証し、各条目を分類して揭示し、その内容を詳細に解説することにより、当時の戦国武将の思想や倫理感を、知ることを本稿の目的としたい。

二、「朝倉宗滴話記」を残した朝倉教景宗滴

「朝倉宗滴話記」を残した朝倉教景は、初め小太郎、後に太郎左衛門尉を称し、英林孝景の後室、桂室永昌を生母とし孝景の末子として、文明九年（一四七七）に生まれたが、弘治元年（一五五五）七月、朝倉義景の命を受けて加州へ出陣し、八月十五日に陣中で突然病にかかり、帰還して九月八日に一乗谷で

死去しているから、英林孝景から五代の義景まで、まさに戦国大名朝倉氏の全世代にわたって生をうけた人物である。敦賀郡司として活躍したが、特に慈観院光玖の亡きあとの貞景・孝景・義景の三代の国主を補佐し、七十九歳の老年にいたるまで武者奉行（軍奉行）一筋に徹して朝倉家を支えた柱石的な人物であった。

宗滴が残した「朝倉宗滴話記」は宗滴の自筆ではなく、宗滴の家臣の萩原八郎右衛門尉宗俊が宗滴から聞き取ったことを書き留めたもので、各条目は短文もあれば長文もあり、各条目の配列も一定せず、条文の前後には脈絡もなく、まさに折りにふれ時に感じて宗滴が語ったことを書き集めたことを示唆している、一種の「宗滴語録集」ともいうべきものである。内容は宗滴が体験または見聞したなかから会得したものや、父母・叔父らの言辭などから受けた様々な教訓などを含めているが、これらの条文を分類してみると、智・仁・勇といった武将としての普遍的な徳目が繰り返して説かれており、戦国乱世のなかで生きてきた宗滴の生々しい生きざまや宗滴独特

の哲学が文脈のなかに滲み出ている。

ところで、戦国乱世に生きてきた戦国武将は、戦の駆け引きを知らずしては生き抜けない。駆け引きとは戦略戦術のことで、これを身につけるために役立つのが兵法書であった。その基本が「孫氏」・「六韜」・「三略」などの中国古来の兵法書で、宗滴の父、朝倉孝景も「六韜」・「三略」を愛用して戦略を立てたとされるから、宗滴も当然、これらを生かして独自の戦略を練ったと考えられる。「朝倉宗滴話記」の条文を分類してみると、半分近くは、軍師らしく軍略作戦や合戦にのぞんだ宗滴の大将としてとるべき言動や心構えを述べており、その中には明らかにこれら兵法書の真髄に影響を受けたとも思われる箇所があるが、残りも迫力のある宗滴の人生訓となっている。しかし、この語録に秘められた宗滴の思いは、自分が亡きあとの朝倉家の行末を思い、年少にして国主の座に着いた朝倉義景のために残したものと考えられ、この教訓を守りきれなかった所にも義景の悲劇があったと思われる。

三、「朝倉宗滴話記」の書誌学的考察

朝倉家の興亡を記した『朝倉始末記』の写本が県の内外に広く書写伝来しているのに対して、この「朝倉宗滴話記」は、県内で出版された『朝倉叢書』に収載された「朝倉叢書本」以外には、「群書類従本」があるのみで、写本も県内では今のところ一点も伝来せず、写本として伝来するものも県外本ばかりである。すなわち、「加越能文庫本」・「内閣文庫本」・「宮内庁書陵部本」・「水戸彰考館本」の四点のみで、刊本と併せて現在知られているのは、これら計六点のみである。なお、「朝倉宗滴話記」とは称するものの、異本によつては「宗滴雑談」、「宗滴夜話」、または「左金吾利口条目」などと表題は区々であり、元来は特定の表題がなかったことを意味する。

「群書類従本」は『続々群書類従』第十に収載されたものであるが底本は不明である。表題は「朝倉宗滴話記」として巻頭に「宗滴様御雑談共はしばし萩原覚」とあり、平がな混じりの漢文体で八十一か条より成るが、最終の条目は本書のみに限られた特有の条目で

ある。

「朝倉叢書本」は明治四十三年に須永金三郎が出版した『朝倉叢書』の巻末に収載されたもので「金吾利口書」とある。この解題によれば、福井藩士吉田伝右衛門貞許の随筆「好政雅談」(荻野秋雄氏旧蔵)中に収めてあったものを底本としている。吉田伝右衛門貞許は元禄八年(一六九五)に召出されて延享三年(一七四六)八月廿五日に新番入りした人物であり、一方、萩野氏の子孫は現在大阪市に在住するが、福井市の戦災で蔵書類一切を焼失したといい、蔵本はいずれも現在に伝来しない。これを「群書類従本」と対校すると、まず条項目を示す数字は欠如しており、条目も最初の四か条目と末尾の二か条目が欠如しており、途中にも三か条目の脱落があり、または印刷の際のものか誤植や脱字も多い。いづれせよ、前欠・後欠の底本の筆写を重ねたものと思われる、零本として参考にはならない。

「宗滴様御雑談共端々萩原覚」とあり、文体は片かな混じりの漢文体である。学問に深い関心を有した金沢藩主五代の前田綱紀が精神的に蒐集した古文書や古書の中の一点で、中期に使用された旧字体を含むことから原本に近い写本とみられるが、誤写や脱字も一部に認められる。条項目は八十一か条を数えるが、「群書類従本」の四十八条が本書では四十七条の「付記」として付加されている代わりに「群書類従本」の最終条項目が欠如しているから、条項目数は「群書類従本」と同じ八十一か条となる。また、本書には「朝倉宗滴話記」の他、「当国御陳之次第」等の、史料的にも貴重な内容を含む雑記録が収載されている。なお、加越能文庫には「宗滴雑談」と表題する一本も存在するが、「宗滴夜話」と対校した結果、同系統の写本ではあるが、雑記録の部分も少なく零本である。

「内閣文庫本」は国立公文書館内の内閣文庫所蔵本であり、表紙は「朝倉英林宗滴 完」、内題は「朝倉英林宗滴家誠全」とあり、朝倉英林孝景と朝倉宗滴教景とを混同している。内容は「朝倉英林入道子孫へ一書」とする朝倉孝景十七か条に続けて表題「朝倉宗滴話記」として条目を列記しており、内容や文体はもちろん、巻末の朝倉関係の文書六点の並記も「内閣文庫本」と同じであることから「内閣文庫本」を底本としたらしい。筆跡は他書には見られない流麗な筆緻であり、また「内閣文庫本」の不明部分を異本によって訂正したらしく、所々に見られる朱筆の注記などからも新井白

石が筆写した可能性を窺わせる。元来、江戸幕府の紅葉山文庫の貴重書の中には旧大名家・公家・学者の収蔵書が含まれているから、その一本であろう。

「彰考館本」は水戸市彰考館所蔵本であるが、彰考館は徳川光圀が開設した「大日本史」の編纂局を前身とし水戸徳川家の貴重な旧蔵書史料を収蔵するから、「大日本史」編纂のために蒐集された史料の一点であろう。表題は「朝倉左金吾利口条目」とあり、平がな主体の一部が漢字混じり文体となっている。本書の巻末には「朝倉之先祖之次第」として朝倉歴代の法名を列記し、さらにその末尾に「此書者、元龜・天正・文祿年間物也、可珍重物也、寛政七・十一・五写也、平貞春」とある。文体は平がなを主体として一部に漢字が混じる。「群書類従本」と対校すると、一・二・三・四・七・十九・二十二・二十四・四十九と最終の八十一條が欠落しており、全部で七十三か条しかない。また、本書の条項目の配列順序や内容の一部は他の諸本と較べて異なり、誤字・脱字・誤文も多く零本とすべきであろう。

四、「朝倉宗滴話記」諸本の条目内容の対校

前項で考察した六本の刊本・写本を対校すると、「加越能文庫本」のみが片かな混じりの漢文体、他書はすべて平がな主体や平がな混じりの漢文体であるが、このうち不完全本の「朝倉叢書本」・「水戸彰考館本」と、「宮内庁書陵部本」の底本と思われる「内閣文庫本」を除外して、残りの「群書類従本」・「加越能文庫本」・「宮内庁書陵部本」の三点を詳細に対校してみると、片かな混じりと平がな混じりととの相違はあるが、「加越能文庫本」と「宮内庁書陵部本」は字体・文体や文脈がかなり似かよっており、両者の底本に共通性が認められる。ただ、「宮内庁書陵部本」が前欠であることから除外して、「群書類従本」と「加越能文庫本」とを対校すると、「群書類従本」の底本の写筆者が文脈を理解し易いようにするために、筆写の段階で接続詞や助詞のみならず各所に加筆文が見られる。しかし、写筆者の故意の改訂の意気込みが却って意を取り違えている箇所も所々に認められる。

ところで、次の条目は、他の諸本には見ら

れない唯一「群書類従本」のみの最末条目である。

一、義景様御幼少にて大岫様^(孝景)に御離被成候刻より、愚老^(宗滴)を被召寄、萬事御異見をも申上候へ、何たる義をも可被聞召之由、度々御意に候つる。誠に御器用奇特成御事と存、御奉公毎々無他事心中に候。御成人己来加州之義は不申及、諸国隣国京都迄御加勢、又は御人数等被仰付候得共、武者辺之儀に当国へは一切其沙汰無之、御長久弥増候。此上は唯今相果候ても毛頭存残義なく、但今三年存命仕度候。如斯之儀不至者、老につれ命をおしみ候事、おどけ者に候由沙汰すべく、全命を惜候事にてはなく候。織田上総介^(信長)方行末を聞届度念望計の事。

文意は、年少で国主の座に着いた朝倉義景が宗滴を唯一の擁護者として信頼し、このため越前の政情が安定していることを強調しているが、宗滴は老いて死に直面しながらも、もう少しの存命を願うのは我が身のためだけではなく、朝倉家の将来を心配してのことだ

としている。特に最後に「織田上総介方行末を聞届度念望計の事」とあるのは、織田信長の存在が将来の朝倉氏にとって大きな脅威となることを予測してのことであり、このため「朝倉宗滴話記」の成立時期を疑問視する説すらあった。これは流布されていた「群書類従本」のみからの考察によるためで、この条目のみが他の写本に見られないことを考慮すれば、果たして宗滴在世中の語録ではなく、恐らく宗滴の死後に本書の写筆者である萩原八郎右衛門尉宗俊が宗滴の意を汲んで、この条目のみを加筆したものであろう。

以上、刊本・写本を含めて六本の「朝倉宗滴話記」を考察した結果、「群書類従本」と「加越能文庫本」が残った。前者は刊本として流布するのに対して、後者は未刊であり他書とは異なり片かな混じりの漢文体で古字も使用しているなどから、本稿では後者を底本とした。なお、本書は八十一か条という多数の条目で構成されているため、「第二部」として、「戦略・戦陣訓」・「武将としての人使い」・「武将としての平素の心懸け」・「英林教訓・朝倉家の対応」・「宗滴自身の反省

・信念と心懸け」の五分類に分け、さらに解説し易いように条目の順番も並び替えた上で、各条目に従って意識・解説してみた。従って、条目の冒頭の「」内の番号は「加越能文庫本」の条目の順番で筆者が付し、さらに、原本の内容を理解しやすいうように説点・句点・並列点なども筆者が適宜付した。

注記

- (1) 松原信之「朝倉家十七か条」の成立とその背景〔福井県史研究〕第14号 県史編さん室 平成8年3月
- (2) 吉田豊編訳「武家の家訓」(徳間書店刊 昭和四十七年)
- (3) 朝倉教景については、松原信之著『越前朝倉一族』(新人物往来社刊 平成8年11月)、さらに詳細については「朝倉氏による敦賀郡支配の変遷」上〔若越郷土研究〕48-2 平成16年1月参照。
- (4) 萩原八郎右衛門尉宗俊については「朝倉氏による敦賀郡支配の変遷」下〔若越郷土研究〕49-1 平成16年7月、参照。
- (5) 『英林居士十三年忌香語』(「天隠龍沢集 黙雲稿」『五山文学新集』5巻収載)
- (6) 全文は『福井市史』資料編2に収載されている。

第二部 『朝倉宗滴話記』の条目分類と解説

一、戦略・戦陣訓

〔条目分類〕

〔10〕 一、武者ハ犬トモイヘ、畜生トモイヘ、勝力本ニテ候。

〔1〕 一、山城ニテモ、平城ニテモ、無鉢ニ可責事、大将之不覚ナリ。其故ハ可然兵ヲ目之前ニテ見害者也。是亦分別專一也。

〔40〕 一、合戦ノ勝ハ大略アフナキ行仕候ハテハ難成由、古今申伝候。但英林様被仰候ハ、定ノ勝ハ敵ノ勢ヲ使候ハテハ難成由、被仰候事。

〔80〕 一、敵ノ行、能知様大事ノ秘事也。何時モ敵ノ者ニ代物黄金ヲアタフレハ、有ノ儘知スル物也。隠密ヲ以テノ故、公界人ハ不知ナリ。其行スル間、名将トイハル、也。

〔2〕 一、先年京陣之時、東寺ニ公方様ヲ始申、其外御近辺ニ皆々御陣取候。当方ノ衆ハ西之庄ニ、御大将陣西七条御所之内泉乗寺迄御陣取候。

敵ハ丹後・摂津国山崎ヨリ西岡カ
イテ迄持續ラレ候ツル。然ハ宗滴
御異見ニ、南方ヲハ捨ラレ北表京
ノ方ヲ本ニ要害堅固ニサセラレ候
テ可然之由被仰候。厥分ニ要害拵
ラヘサセラレ候処ニ、道永様・六
角殿ヲ始申、敵有方ヲハ打捨、敵
ナキ方ヲ要害堅固ニサセラレ如何
ノ旨、各御不審候処ニ、程ナク案
ノ如ク北方^五廻リ被寄候間、北向
ニ成御取合候。然ハ前不入北表ノ
要害御用ニ立候間、サリトテハ奇
特ナル由、天下之諸侍御取沙汰候
事。

[67] 一、隣国ノ儀ハ不及申、諸国取合之起
・同合戦ノ勝負ノ行等、当世ノ諸
侍、一向不案内ト聞ヘ候。近比無
数寄ナル事也。存タル者僧俗ニヨ
ラス尋置、懇ニ聞候テ、能可覚事
肝要也。其故ハ諸事ニ付テ後学引
懸ニ成、徳多候事。

[59] 一、我々十九歳ノ時、芳永色々武者雜
談御沙汰候テ、御聞セ候ソル事多

キ中ニ、合戦ノ時武者奉行タル仁
諸勢ノ跡ニ居タルハ悪候。先立タ
ルカ本ニテ候。其故ハ或ハ分捕仕
タル者、或ハ手負タル者、大将ニ
見セ候ハンスルトテ旗本へ聚候。
然間、虎口ノ人数厚クナリ候テ弥
強ク候。跡ニヒカヘ候へハ退事ハ
得方ニ候間、右ノ如ク旗本へ悉ク
聚候トテ、虎口ノ人数スキ候テ、
敵入懸候へハ必ヲクレヲ取候。其
時大将^{トナリ}健ニ候テ、コラヘ候へハ、
諸勢ニフミコロサル、為躰、相
構々々能々可有覚悟事肝要ノ由御
物語候ツル間、我々一世ノ間合戦
ノ時、一度ニテモ跡ニヒカヘタル
事無之候。其隠有間敷ノ由、常々
被仰候事。

[4] 一、敵ノ踏タル所ヲ被懸候ハ、敵蹟^{跡カ}
間敷ナト、イハヌ事也。取懸候
テ、自然敵蹟^{跡カ}へハ、諸勢心替モ
ノ也。

[74] 一、敵ヨリ夜討ノ時ハ、我々ノ陣所ニ
拵居候テ、敵ノ付タル所ヲ能々聞

スマシ、弱所ヘスケ候テカケ候ハ
ン事肝要ニ候。惣別何時モ敵取懸
候ハンスル時ハ、柵ヨリ外不可
出。其タメニ柵結候間、敵取懸柵
ヲ切候ハンスル時ハ、見合シタヒ
候テ可然候事。

[3] 一、武者刃之義ニ付、一切成マシキト
イハヌ事ナリ。心中之程見カキラ
ル、モノ也。

[9] 一、大事之合戦之時、亦ハ大儀ナル退
口ナトノ時、大将ノ心持見ンタメ
ニ、士卒トシテ種々ニタメス物ニ
テ候。聊モ弱々敷躰ヲ見セス、詞
ニモ出スヘカラス。氣遣^遣弓断有間
敷事。

[76] 一、武者ニ聞逃ハ不苦候。見逃ハ大ニ
悪候。悉被討候ハテ不叶物ニテ
候。聞ニケハ行ニテ候間、更ニ逃
タルニテ有間敷候。惣別大事ノ退
口ニハ懸リ候ハテハ不退物ノ由、
古今申伝候。然間、耳ハ臆病ニテ
目ノケナケナルカ本ニテ候由、申
習候事。

[68] 一、武者辺ニ付テ、太方サケスミ積ハ有物ニシテ、但奥ノ果ハノ所ハ八幡モ知間敷由、常々被仰候事。

[7] 一、惣別武者ノ時ハ、一切如何様ナル大事ノ儀ヲモ口上ニテ申付候間、少モ胡論ノ事ニテハ無勿躰候事。

[5] 一、馬ニハ時々堅大豆ヲ水ニフサカシテ可飼也。野陣ナトニテ鍋釜ナキ時ノ用也。

[44] 一、或ハ陣取、或ハ陣替、又ハ取出ナトノ事、時ニヨリ事ニヨル物ニテ照候ヘトモ、凡雨ノ降日ノ用意シ候テ諸事申付候ヘハ、如案照日ニ逢物ニテ候。是ハ鷹野風情一切出行普請以下ニ付テ可有覚悟事也。惣別海上ニモアレ野分ト申事候。物ノ下手ハ照日ヲ見カケ用意候間、必出行・作事等ノ時荒ニ逢物ニテ候事。

[45] 一、舟ニ酔事、向ニ敵候テ心ニ懸事候ヘハ、一円酔サル物ニテ候由、皆々ニ被仰合候。先年丹後ヘ船手ヲ以御勢被遣候処ニ、如案一人モ酔タ

ル者無之シテ、打モトリサマニハ皆々酔タル由申候事。

[49] 一、歩射ハ初心ニ候トモ弓ノ取扱ヒ矢ヲハクル所手ニ入候ハ、歩射ハ如形ニ候トモ、弓ヲ置鑓ヲ持セ可然候事。

[50] 一、小兵ナル射手ハ鑓ノ代リニ弓ヲ持候間、定根キホウハ持間敷候。根五ツ計細スヤキ五ツ計持候テ可然事。

[81] 一、大河ニ船橋ヲ懸行習有之。先射手ニ河面ライサセ、其矢積ヲ以我方ノ河際ニクイヲ打、舟橋ニ大綱ヲ以テ繋テ、扱河上ノ舟ニカイ楯ヲカキ、射手ヲ置テ川上ヨリ向ヘ流懸レハカ、ルト也。

〔条目解説〕

「朝倉宗滴話記」で第一に挙げるべきは、[10]条の「大将は犬・畜生といわれようとも（どのような悪辣な手段を使おうとも）戦いには勝利することが第一である」という信条で、当時の戦国武将の共通した心境であつ

た。しかし一方では、「1」条の如く、山城でも平城でも無理無躰に攻めることは大将として失策である。その理由は有能な部下を見殺しにするからだと、慎重さも見せている。

そのために、「40」条で、合戦に勝利するためには、大抵は危険を承知の上で戦わなければならないと昔から申し伝えているが、但し英林様（孝景）の仰では、必ず勝利するためには敵方の出方を熟知しなければならぬとし、「80」条で、敵の戦法を能く知る事が大事である。そのためには、何時でも敵方の者に隠密に黄金等の代物を与えて買収してでも有の儘を知るべきで、正攻法ではないが、このような手立てができる者こそ名将と呼ばれるのであるとしている。そして、「2」条では、大永七年（一五二七）の宗滴を大将として京都出陣の時、西七条御所之内泉乗寺での陣取の際、宗滴の意見によつて敵勢が攻めて来ると予想される南方を捨てて北表の要害を堅固にしたことを、始めは「道永様（細川高国）・六角殿（定頼）」等が不思議に思ったが、敵方は程なく北方へ廻つて攻め寄せてきたので北表の要害が役に立ったと「天下之諸

侍」が宗滴の軍略に驚いたというのである。これは、敵の出方の裏を掻くことが大切だという宗滴自身の体験をもった戦略を述べたものである。一方では、「67」条で、隣国との場合はいうまでもなく諸国でどのよな攻防が行われているのかの要因や合戦の勝負の手立て等については当世の諸侍は平穩に慣れてか一向に無関心だというのが、近比、幸せなことである。しかし、このような情報を存じている者なら僧俗によらず尋ね聞き置いて、能く習得しておく事が肝要で、諸事についての後学の為になり、得の多いものであるとも忠告している。

〔59〕条は、宗滴十九歳の時、恐らく明応四年（一四九五）の柳ヶ瀬陣の時であろうか、芳永（敦賀郡司朝倉景冬⁽⁴⁾）から雑談として聞いた合戦での配陣について述べている。合戦の時、武者奉行たる者は諸勢の後方に陣取つてはいけない。先頭に立つのが基本である。其故は、陣兵等が自分が分捕仕つた敵兵や功名の負傷を大将に見せようと旗本へ集まり、大将が虎口（陣の出入り口、前面）に控えておれば、虎口の人数が厚くなって配陣が

いよいよ強くなるからである。大将が後方に控えていれば退却には都合がよいが、しかし、右のごとく旗本へ悉く集つて一口之人数が多くなると、敵が攻め懸かつた時、大将がけなげに踏み留まろうとすれば、諸勢に踏殺されるような事態となる。ただ、自分（宗滴）は一世の間合戦の時は一度も後方に控えることはなかつた。〔4〕条は、敵ノ守備所を攻める時、敵は踏み留まるまいとは言わぬ事、いざ攻め懸つた時、もし敵が踏み留まつて抵抗された場合、味方の法に怯む心が生じるからである。〔74〕条は敵方からの夜討に對する我が陣所の備えと対応であつて、どこから攻めて来るのかをよく聞き澄ませて弱所に助勢を配置し陣所からは決して出ない事、陣所を改めて堅固にし攻め懸かつて来ても、敵の誘いに乗つて出撃せず守備に徹するようにとのことであらう。

さて、合戦に臨んでは軍師である大将の強いリーダーシップが要求される。以下の条目では、宗滴の経験や見聞を通して大将としての慎重な配慮と心構えを述べたものである。

〔3〕条は、合戦の時、絶対に不可能という

ことはいわぬ事。自分の心が見すかれるから。〔9〕条は、重大な合戦や困難な撤退の場合、敵方は大将の心中を知ろうとして味方の士卒に様々な働きかけをしてくるから、少しも弱々しい態度を見せても言葉に出してもいけない。十分に注意して油断しないのが將たる者の態度であるというのである。〔76〕条で、大将は合戦に際する判断として「聞逃は苦しくないが、見逃ハ大変に悪い」というのは、敵方の情勢を判断してあらかじめ撤退することはやもうえないが、もし敵と突然遭遇した場合に逃げるのは却つて不利となり、全員戦死することもあるからである。大事な撤退の時には結束して敵に對処しながら撤退すべきである。従つて、「耳は臆病でも目は勇敢に」と申し習つてきたのは、このことなのである。〔68〕条は、合戦で敵勢を見くびつてはいけない。真の結果は八幡大菩薩でもわからないことだから。〔7〕条は、およそ戦場においては、万事、口頭で伝達するのだから正確に伝えないと、とんでもない結果を招くものである。

〔5〕条は、野戦で煮焚きの鍋釜がない時

のために、平素から時々堅き大豆を水にふかしたものを馬糧として飼うべきである。

〔44〕条は、陣地の構築、陣替などに、雨天の時の用意をして臨めば逆に晴天になつてしまふもので、鷹狩り、外出、普請以下についても心得るべきで、海上で荒れた場合も同様である。物事の段取りの下手は概して逆となることが多いからである。〔45〕条は、舟酔

いは向に敵がいると思えば酔わないものだと皆々に仰せ含められた。先年（宗滴四十一歳、永正十四年）丹後陣で舟手で御勢を遣された時、案の如く一人も酔わなかつたのに、帰陣の際はすべて船酔してしまつた。緊張していれば舟にも酔わぬものである。〔49〕条は、初心の歩射の弓矢の取扱いに手間取るようなら鎗を持たせればよい、〔50〕条もやはり射手の鎗や弓の取扱いに關する条目と思われるが、意味不明である。〔81〕条は、敵への攻撃を前にして大河に船橋を懸けるための手立を述べたものである。

二、武將としての人使い

〔条目分類〕

〔29〕一、主人内ノ者ノ覚悟能不見知シテ取分召遣候事不覺也。其故ハ、後難ヲモ不弁、当座ノ得手方計馳走仕候ヲ、正直ニ奉公仕ト心得、別テ目ヲ懸召遣候事、偏ニ家ノ滅亡ノ基也。

〔30〕一、番匠ノ仕事ヲ河原ノ者ニサセ、又河原ノ者ノ仕事ヲ番匠ニ申付ル如クナル人、使目キカス下手ノ最上也。如何ナル利根ノ中ニモ得手不得手ノ事アル物ニテ候。ソレノニシタカヒ、似合ヒ々々ニ召仕候ヘハ諸事打任セ、主人ノ苦勞ユカサル物ナリ。

〔11〕一、大将タル仁ハ不及申、似合ノ人数持候覚悟ノ事。第一内ノ者能成立候様ニト不断心懸、カンキンニモスヘキ也。殊ニ久敷侍本ヨリ、新座当參ノ者ニテ候共、忠節奉公仕タル跡、幼少ノ子トモアラハ、如何ニモ大切ニ取立、人ニ成様ニ個

ニスヘシ。自然実子ナキ侍ヲハ、親存生ノ時、似合ノ養子ヲ仕候ヘト異見ヲ加ヘ、跡ノ不絶様ニ申付候ヘハ、子ナキ者トモモ安堵ノ思ヒヲナシ、悉ク存候テ、身命ヲ輕ンスル物ニテ候。如此個ニ候ヘハ、内ノ者冥加候テ聞及見及、頼母敷存、内輪ノ者ハ不及申、他家ヨリ忠節奉公可仕トテ、可然者共出来候事。

〔13〕一、内輪ノ者所持ノ馬・鷹・其外太刀・刀・絵サン・唐物以下、無理ニ所望有間敷也。惣別内輪ニ所持ノ重宝ハ何モ主ノ物同前也。但一段所望ナラハ、相当ノ一倍ヲ以所望有ヘク候。無其儀候ヘハ、見コリ聞コリ候テ、内輪ニ物ヲ嗜者ナク、結句前々ヨリ所持ノ名物ヲモ他所ヘ遣ス也。能々分別有ヘキ事。

〔14〕一、人ヲ召仕ニ、二人コラヘ候者アレハ普代ノ者ヲ召遣也。厥故ハ、先内ノ者不届ノ事ヲ主人コラヘ、主

人ニ対シ述懐ヲモ内ノ者コラヘ候。如此互ニコラヘヌキ候ヘハ、子カヒノ者余多出来。大事ノ時用ニ立候。大犯三箇条ノ科ノ外ハ、更ニ主人ノ成敗ニ非ス。此段、右衛門大夫殿へ宗滴直ニ被仰候事。

[15] 一、召出シ風情、亦ハ聊ノ物タヘサセラレ候トモ、一人二人取分タルヤウニハスヘカラス候事。

[19] 一、当世人遣ノ手本ニハ六角少弼殿・三好衆中眼前之事。

[47] 一、亦、日本ニ国持侍ノ人使ノ上手ノ手本ト可申仁ハ、今川殿〔義元〕・甲斐ノ武田殿〔晴信〕・三好修理大夫殿・長尾殿・安芸ノ毛利方・織田上総介方、関東ニハ正木大膳亮方、此等之事。

[付] 付、譲リ持ニ持タル国持ハ、是非トモノ沙汰ニ及ハサル事。

[46] 一、当代日本ニ国持侍ノ無器用ノ人遣ノ下手ノ手本ト可申仁ハ、土岐殿・大内殿・細川殿〔晴元〕是三人也。

[65] 一、天下ニ権柄ヲ取タル仁躰、細川常恒并三好家、其外諸国侍師ニ切負候時、昔カ、リニテ候哉。自害候事無念ノ至不覚ナリ。其故ハ、敵ハ仁不肖ニハ不可寄候間、イカヤウナル者ニテモ候へ、相手一人取テ可討死事ニ候。近年ノ権柄取ニハ、木津左京亮方於太刀下討死候。古今稀ナル働無比類事。

〔条目解説〕

武田信玄の歌とされる有名な「人は城、人は石垣、人は堀、情は味方、仇は敵なり」こそ、人の信頼にまさる力はないことを表している。戦国争乱の時代にあつては、武将の寝返りや家臣の離反などは当たり前前の時代であり、従つて、治者としての資質はいかにして人心を掌握するかであつた。その為にこそ家来の者に対する配慮は平素から不可欠であつた。宗滴も家臣の統率、君臣間の堅い絆を強く意識していたらしく、次の各条目では手を変え品を変えて篤々とこれを述懐している。

[29] 条では、主人は家臣の忠節心を能く

見知らずして特別に重視して召遣うことがあつてはいけない。其故は、後難をも予測せず表面への働き方だけで正直に奉公してくれていると心得違ひをして、特別に目を懸けて召遣うと裏切られることもあり、実際に家の滅亡の基ともなるからである。(能く人物を確かめて召し使うように)。「30」条は、番匠(大工)の仕事を河原ノ者(庭師または左官)にさせ、また、河原ノ者の仕事を番匠に申付けるような者は、人の使い方の下手の最上の者である。どのような場合でも得手・不得手があるものだから、それぞれの短所・長所に従つて適材適所に召仕へば、諸事のすべてを任せて主人は苦労しないで済むものである。「11」条は、大将たる者は申すに及ばず、少数でも家来を持つような者は能く心得おくべきである。第一に家来達の生活が能く成り立つ様にと普段から心懸け肝に銘じるべきである。特に古参の家来はもちろんの事、新参の者に対しても、忠節奉公をして世を去つた跡、もし幼少の子が残れば、どのようにしてでも成人になるまでは大切に養育してやるように、また、どうしても実子が無い家来に

対しては親が存生の間に似合の養子を貰うようにと意見をしてやり、家督が絶えないように申付ければ、子の無い者共も安堵して忝く思つて身命を投げうつても奉公してくれるものだ。このような心使いは家来の者も見聞して有り難いものだと頼母しく感じしてくれるし、家来の者はもちろん他家よりもこの主君なら忠節奉公したいものだと思つた家来が集まるものだ。

〔13〕条は、家来の者が所持している名馬・名鷹や太刀・絵サン・唐物等の宝物を無理に所望してはいけない。大体において家来の所持する重宝はどれも主人の物も同前である。但しどうしても所望したいならば、値段の二倍で所望せよ。そうでないと、この悪評が広まり、家来の者で名物を嗜む者がいなくなり、結局は前々より所持していた名物までも主人に取り上げられる前に他所（他国か）へ流失してしまうからである。〔14〕条は、人を召仕う場合は、君臣の両者が互に辛抱し合うものである。だから人を召仕う場合は代々にわたつて仕えてきた譜代の家来を使う方がよい。その故は家来の行き届かないとこ

ろも主人は辛抱できるし、主人に対する不満でも家来は辛抱できる。このように互に辛抱しぬけば、忠実な近臣達が多く生まれ、いざという時に役立つからである。但し、將軍から委任されている「大犯三箇条」の処罰だけは主人といえども勝手に処罰できず厳正に処せよと右衛門大夫殿（朝倉景高）が宗滴に直々に仰せられた。〔15〕条は、家来を召出したたり、又は少々の物でも与えたりする場合、一人二人と特別に取り扱つたりしないように（依怙ひいきをしないように）。

ところで、宗滴は特に連歌に強い関心を寄せていて宗長などの連歌師と深く親交を重ねていたが、その背景には吟遊詩人として諸国を旅するという連歌師の特性を利用して情報を入手し、諸国の大名の動静や政情を的確に把握することにも、その目的があつた、これらの情報によつて得ていた「当世人遣ノ手本」、つまり手本とすべき領国支配や覇権確立に成功した国持大名や武将として挙げたのが、〔19〕条の六角少弼（定頼）・三好衆中（三好三人衆）、〔47〕条では今川殿「義元」・甲斐ノ武田晴信（信玄）・三好修理大夫（長

慶）・長尾（上杉謙信）・安芸の毛利（元就）・織田上総介（信長）、関東では正木大膳亮（時綱）である。

大永五年（一五二五）美濃の争乱に隣国江北の浅井亮政が介入してきたため浅井氏の台頭に危惧の念を抱いていた江南の六角定頼もこれに対抗して浅井攻撃に出た。朝倉宗滴は六角氏に合力して、五月十九日に小谷城へ出張し、浅井勢を牽制しながら浅井と六角の両者間の調停工作に当たつた。このように宗滴とは友好関係にあつた六角氏は、代々足利將軍家にも仕えて管領にも準ずる勢威を誇つたため六角定頼を第一に挙げたのであろう。

三好三人衆（三好長逸・三好政康・石成友通）は、幕府に活躍した三好修理大夫長慶の家臣であつた。三好氏は管領の細川氏の家臣から身を起こし、長慶の時代に畿内で絶大な権力を確立して三好氏の全盛時代を築いたが、これに大いに貢献したのが三好三人衆であつた。従つて、宗滴は三好長慶、三好三人衆ともども高く評価していたのであろう。しかし、宗滴の死後は時勢は一変する。永祿七年（一五六四）に長慶が死没した後は、その

実権を三好三人衆が掌握して松永久秀と協同して翌八年に將軍足利義輝を殺害したことは歴史上有名である。

今川義元は駿河・遠江・三河の三国を支配する大大名であつたが、織田信長によつて敗死するのは宗滴の死後である。「甲斐ノ武田殿」、武田信玄は甲斐・信濃を中心に上野・飛騨・越中・駿河までへも勢力を伸長させた戦国大名。「長尾殿」は上杉憲政から関東管領職と上杉姓を継承した上杉謙信のことで、甲斐の武田信玄と鋭く覇を競つた。宗滴は特に上杉謙信と結び遠交近攻策で加賀・越中の一方向一揆勢と戦っている。

毛利元就は、大内義隆を滅ぼした陶晴賢を弘治元年（一五五五）に滅亡に追いやり、最後には中国十か国を支配する大大名に成長した。中国地方で覇権を掌握しつゝあつた毛利元就を宗滴は評価していたことになる。織田信長は、尾張守護代家の三奉行の一家を出自として尾張一国を平定し後には天下統一を成就した大大名となるが、信長は宗滴の死没四年前の天文二十年（一五五一）に父信秀の死後、十八歳で家督を継承したばかりであつ

て、情報を入手した宗滴が信長の将来を予測していたとすれば、宗滴は卓抜した洞察力を有していたといふべきであろう。

関東の「正木大膳亮方」とは正木時綱の事と思われ房総の大名、里見氏の重臣。何故に遠隔の「正木大膳亮方」に触れているのかは不明であるが、「28」条で「宗長が常に物語っていた」として北条早雲の備蓄について述べているように、宗滴はかなり広範囲な情報収集に腐心していたことが知られる。「47」の「付、譲り持二持タル国持ハ、是非トモ沙汰ニ及ハサル事」とは、代々世襲する守護については当然のことで、言うに及ばないという意味であろうか。

一方、「46」条では、「人遣ノ下手ノ手本」として、土岐殿・大内殿・細川殿「晴元」の三人を挙げてゐる。守護代の斎藤氏に政権を奪われて朝倉氏に依存せざるをえなくなった土岐氏、重臣の陶晴賢に滅ぼされた大内義隆、將軍足利義晴を支えたが天文十七年に三好長慶に都を追われて細川京兆政権を崩壊させた細川晴元の三人である。また、「65」条の「天下ニ権柄ヲ取タル仁鉢、細川常恒并三

好家」とは、天下に政権を確立した細川常恒（高国）と天文元年に細川晴元の策略により堺で敗死した三好元長（三好長慶の父）と思われるが、兩人ともに名立たる武将なのに敗北した時、昔ながらに自害した事は無念の至り不名誉なことであり、其故は敵が誰であれ相手一人でも討ち取つてから討死すべきであつたとする。しかし、近年、畠山氏の被官から権力を掌中に収めた木沢左京亮長政だけは天文十一年三月に河内国太平寺の合戦で太刀を交わして討死し、古今稀なる働きは比類の無い事であると述べてゐる。

三、武将としての平素の心懸け

〔条目分類〕

〔18〕一、国郡ヲ持大名、武者ヲ心懸、器用ノナトリスル仁ハ、天下トモニ同物也。第一二人近ク軽キ也。先我身ノ不弁ヲサシヲキ、内者時宜能調候様ニ、普ク不便ヲ加へ、公界へハ、ヲサセ、末々迄モ威勢有様ニ崇敬候へハ、諸事ニ付テ徳多也。取分イカナル長陣、亦ハ俄ノ

[41] 一、侍ハ仁不肖ニヨラス、先若年ノ時ハレ役ノ時、主人造作不入候事。

器用ノ名取ヲスル事、弓箭冥加果報ノ第一也。其故ハ若キ時無器用ノ名取仕タル仁、成人候テ器用者ニ成候ハ稀ニ候。亦若年ノ時、器用ナル仁、成人シテ縦無器用ノ様ニ候ヘトモ、暫時ハ其沙汰不聞物ニ候間、嗜肝要ノ事。

[72] 一、仁不肖ニヨラス、亦上下ニ不限、

武者ニスキタル侍ハ天道ニ冥加候テ、衆人愛敬福分ノ想也。亦無數寄ニテ嫌之候侍ハ、神仏ノ繩モキレ、第一人ニ悪マレ貧宝ノ想也。

其故ハ、武者嫌ハ諸人ニ対シ念比ナル事ナク、内ノ者ニハ目ヲカケス候ヘハ自ラ衰微スル也ト、常々御雜談候事。

[6] 一、仁不省ニヨラス武者ヲ心懸者ハ、

第一ウソヲツカス、聊モ胡論ナル事ナク、不断律義ヲ立、物耻ヲ仕ルカ本ニテ候。其故ハ一度大事ノ用ニ立申間、不断ウソヲツキヲキ

胡論ナルモノハ、如何様之実儀ヲ申候ヘトモ例ノウソツキニテ候ト、カケニテ指ヲサシ、敵御方トモニ信用ナキ物ニテ候間、能々嗜有ヘキ事。

[22] 一、大名ノ比興ナル行儀・氣遣ミチレナキ進退、其内輪者ニハ無沙汰候ヘトモ、悪事千里ヲ行トヤラン、

悉ク他国マテキコユル物ニ候。亦真実ノ器用・進退モ無隱物ニ候間、無弓断可有嗜事肝要也。

[52] 一、上下ニヨラス、此等式ノ事ニハ鼻

ヲツキ、成敗ニハ及間敷ト心得、随意緩怠比興ヲ仕候事、一段未練至極ナル心中也。

[53] 一、生得ノ頓性ナル者ハ、真実無如在

事候間不敏ノ至ニ候。如形ノ心タル者、我知恵程人ハ在間敷ト身ヲ赦シ候テ比興無理非道ヲ仕候ハ、一段ヲトケ者悪キ心中タルヘシ、重罪也。但上下ニヨルヘカラル事。

[55] 一、人ノ媒申噯事ナトハ、必我等異見

ニテ不相果候ヘハ、失面目ト申テ不足ニ存、以後斟酌之事。近比我身ヲモチアケ赦タル事、比興ノ至

ニ候。人ヲ大切ニ存候ハ、幾度モ扱ヒノ馳走スヘキ事、人ノ本ニテ候。随分双方ノ為可然様ニト申、異見ヲ不聞物コソ耻ニテ候ヘ。更ニ扱人ノ耻ニモ不足ニモ成間敷候事。

[54] 一、人ノ恩ハ不断忘ヘカラス候。又人

ニ恩ヲ仕懸タル事ハ忘タルカ能候。不忘候ヘハ、述懐出来候テ、前々仕懸候恩モ無ニ成、必儀絶ニナル物ニテ候事。

[12] 一、主人ハ内者ノ罰当り、亦内ノ者ハ

主人ノ罰当ル也。君臣トモニ不可有弓断事。

[16] 一、内ノ者ニハ恐ラレタルカ悪候。イ

カニモ泪ヲ流イトラシマレタルカ本ニテ候由、昔ヨリ申伝候。左様ニ候ハテハ、大事ノ時、身命ヲ捨ル用ニ難立事ニ候。

[17] 一、内ノ者ニアナトラル、ト主人心持

出来候ハ、ハヤ我心犯乱シタル
ヨト悟ルヘシ。厥故ハ敵ニサヘア
ナトラルマ敷身上ヲ、何トテ内者
ニアナトラレ候ハンスルヤ。一段
比興ナル心中、且ハ家ノ乱ノ基
也。

[78] 一、武者雑談ハ、如何ニモ功者ノ語ヲ
令信仰、能可聞事肝要也。但若キ
時自然於手前功者フリ仕候ヘハ悪
キ名取ヲスル事。

[79] 一、武者辺ノ儀ニ付テ人ヲ誉ニ、アレ
程ナル者ハ有間敷候トイワヌ事
也。双フ者ハ有トモ、マス者ハ有
間敷候ト讃タル能由、芳永御物語
候事。

[63] 一、芳永我々弓ニスキ候カト被尋候。
其時雑談多中ニ、主人弓ニスキ自
身歩立候ヘハ徳多候。内輪ノ者ト
モ主ノ御伽ニ弓可仕候トテ末々迄
稽古仕候間、射手多出来候。主人
歩射仕候ハテ士卒ニ弓稽古仕候ヘ
ハ、天役、亦ハ過意ノ様ニ存候テ、
一向射手不出来物ニ候。殊更大将

弓ニスキ候ヘハ、不慮ノ合戦有物
ニテ候。厥故ハ或ハ野伏サセ、或
ハイコミナトサセ候テ見ル物ニテ
候。惣別敵味方互ニネフイアヒ候
物ニテ候間、卒爾ニハ合戦ナキ物
ニテ候。自然野伏ナト仕、不慮ニ
合戦在事ニ候。其上唐・日本共ニ
弓取トコソ申伝ヘ候ヘ。鏑取トハ
不申候。イカニモ不叶候トモ弓ニ
スキ自身可有稽古事肝要ノ由、被
仰候事。

[62] 一、大将スヘキ仁ハ、先トラヌ弓矢ニ
名ヲトルヘキ心懸肝要候。無器用
ノ名取仕候ヘハ、縦合戦ノ時働能
候ヘトモ、マクレアタリト申候テ
士卒アナトリ、一向下知ヲ不聞物
ニ候。不断嗜可為肝要事。

[64] 一、大追物御手組ノ衆、武者ノ時馬上
ニテ弓不持仁ハ一段不覚也。其故
ハ、造作ヲ仕稽古候ハ何ノ時ノ用
所ニ候哉、但一円歩射不弁ニ付テ
ハ不及是非候カ。然トモ馬上ニテ
鏑・長刀ヲ持候ハンスルヨリハ弓

持タルハ可増カノ事。

[56] 一、賢キ者ノ子ニヲトケ者ハ次第々々
ニ多出来ル物也。ヲトケ者ノ子ニ
賢キ者ハ稀ニ有之者也。

〔条目解説〕

戦国武將は常に合戦に対処する心懸けが大
切である。そのためにも平素から武道を好み
武芸に励まねばならないが、さらに大事なこ
とは、上に立つ武將として平素の心構えが大
切であり、君臣の道、人間としての倫理も求
められていると説くのが本節の条目である
う。なお、前節の「武將としての人使」の心
掛けにも相通するものであった。

[18] 条は、国郡を支配するような大名は、
常に武人であることを心懸けねばならない。
天下で有能な大名だと評判を受ける者は皆同
じ事だが、第一に親しみのある人物で、まず
自分のことよりも家臣の成りわいが何時もよ
きようになるよう考えて情を懸けてやり、公
の場でも恥をかかないように配慮せよ。そう
すれば、末々の者迄も主人の威勢の有様を感
じ崇敬してくれば諸事について徳が多い。

特に、どのような長陣でも、また不意の儀礼の時でも、主人は苦勞しないですむものである、とし、「41」条では、侍は賢愚にかかわらず、まずは若年の時から武門の名声を挙げ、評を取ってしまう人物は、成人になって有能者になるのは稀である。しかし、若年の時、有能になる仁は成人してから、例え無能の様に見えても暫くは悪評が聞こえないもので、当初より嗜が肝要である。「72」条は、人物のいかんによらず身分の上下に限らず、武将であることを好む侍は、天道に加護されて衆人からも愛敬されて幸福な想となる。しかし、不粹でこれを嫌う侍は神仏の加護も叶わず、第一に人に憎まれ貧相な思いをしなければならぬ。其故は、武者嫌は諸人に対しても親切ではなく家臣にも目を懸けないから、自ら衰微するものだと、常々宗滴が雑談された。

「6」条は、人柄によらず武者を心懸る者は、第一にうそをつかず日頃から少しも愚かなことをせず、義理堅く恥を知ることが根本である。なぜなら一旦、重大任務についた

時、日頃うそをつき愚かな振る舞いをしていると、敵味方ともに信用されず相手にもされない。十分に注意すべきである。「22」条は、暴逆で他をも憚らないような振る舞いをする大名は、家臣は見ぬ振りをして、悪事は千里を走るとやらん、悉く他国迄聞こえるものである。従って、真実の賢明な対応も結果は無くなってしまふ。油断のないような嗜み事が肝要である。「52」条は、身分の上下によらず、これぐらいはと高をくくり処罰されることもあるまいと心得て、思いのままに不法な振る舞いをする者は、特にもって卑怯千万な心中である。「53」条は、生まれ付の愚頓なる者は、真実どうしようもなく不敏の至りである。これに反して人並みの者が自分ほど知恵のある者はおるまいと思いがつて不法で無理非道を行えば、一段と愚かで悪心の者であり重罪というべきである。これは身分の上下によるものではないとする。

以下は人間関係の大切さを述べている。「55」条は、他人の仲介や斡旋をする場合、自分の意見通りにならないからといって面目を失つたと不満に思い、以後、手を引いてし

まう事は、思ひ上がりであり卑怯な態度である。人の道を大切に思うのなら、何度も奔走すべきである。双方にとつても為になるべき意見を聞かない者こそ恥じるべきで、扱人の恥にも不満にもならないものである。「54」条は、人から受けた恩は終世忘れてはいけな

いが、人に施した恩は忘れる事が大切である。これを忘れないと、恩きせがましくなつて、以前に施した恩も無駄になり、必ず相手と義絶してしまうことになる。この条文は、現代社会においても不朽の教訓であろう。

次いで、主人として武将としての心構えを述べている。「12」条では、主人には家臣の罰が当り家臣の者には主人の罰が当るから、君臣共に油断せずに身を慎む事とし、「16」条は、家来の者から恐れられるようでは駄目で、涙を流すほどに慕われるようでなければ良くないと、昔から申し伝えられている。そうでなければ、いざという時に生命を捨ててまで主人の役に立つてくれない。「17」条は、家来の者にあなどられていると自分が思うようになつたら、はや我心は狂乱してしまつたと悟らねばならない。その故は敵にさえあな

どられない立場であれば、どうして家来からあなどられたりしようか。誠に笑止千万な心中で、結局は家の乱の基となるものである。

〔78〕条は、軍雑談では経験豊かな武将の語を信じて能く聞く事が肝要である。但し若い時にいかにも自分は有能な武者であるという振りをすれば悪評が立つものであるとする。

〔79〕条では、戦いぶりに付いて人にあれ程なる者はおるまいなどと誉めてはいけない。並ぶ者はいても優れたる者はいないだろうと讃えるほうがよろしいとの由、芳永は物語られたという。「芳永」は敦賀郡司を勤めた朝倉景冬のことであるが、敦賀郡司を継承した宗滴は芳永から受けた、特に軍事に関する教訓を条目の中で伝えている。〔63〕条は、芳永が雑談の中で私に弓道は好むかと尋られた時、主人という者は弓道を好み自ら稽古をすれば徳が多いと言われた。それは家来の者どもが主人の相手にと末々の者迄稽古するようになり射手が多く生まれるからだ。そうでない、士卒という者は義務的に感じた面倒がたっぷりして稽古をせず、一向に射手が出来ないものだ。特に大将が弓道を好め

ば、不慮の合戦があつて野伏や矢の射込で敵味方相互に睨み合いになった時に弓矢は役に立つ。昔から唐・日本共に「弓取」とこそ申伝へるが「鎗取」とは申さない。従つて、主人たる者は弓道を好み自身が稽古に励む事が肝要であると仰せられた。〔62〕条は、大将となるべき人物は、本来、使用しない弓道でも名声を得ておくよう心懸けが肝要である。

無器用の評判が立つと、例え合戦の時に弓矢で能く働いても、あはまぐれ当たりだ云つて士卒共は侮り、一向に命令に従わないもので、普段より嗜みが肝要であり、〔64〕条は、犬追物を興行する際に御射手組衆の前で、大将が馬上で弓も持たないような者は特に不適者というべきである。其故は、苦勞してまで稽古するのは何の時の為なのか。但し一帯に歩射が不便なところでは是非もないが、馬上では鎗・長刀を使用するよりも弓を持つほうが有利であるとして弓道を奨励している。鉄砲がまだ流布していなかつた当時であつては、特に弓道の習練を強く求めていたことが知られる。

〔56〕条では、賢い者の子にも愚か者は次

第〳〵に多く出来るものであるが、愚か者の子に賢い者は稀にしかないとしている。これは、現代的な遺伝を意識したのではなく、平素より愚鈍であつてはならず、賢者を心掛けよということを示唆したものであろう。

四、英林(孝景)の教訓・朝倉家の対応

〔条目分類〕

〔27〕一、国ヲ取人ニ扶持スル事、濃州古持世院ハ何萬貫・何千貫・何百貫・何拾貫ト積ラセ置、諸侍ニ相当扶持候。亦英林様御扶持候ハ、ソソチヤウ誰カシカ跡々御扶持候ト御一行被下候。然ハウンフカウンニテ御一行一通ニテ五百石・千石被下候モアリ、亦五通三通被下候テモ五拾石・百石ナキモ候ツル。如此広ク被下候ヘハ、普ク忝ク存候テ忠節奉公仕候ニ付テ、至于今御国長久弥御繁昌候。員数定テ御扶持候ヘハ、侍ノ高下相見候テ無曲候。然間、濃州ハ漸州ケ年計統候カ。其以後及五十年、今ニ錯乱ノ

事。

[70] 一、惣別先祖ノ判形無躰ニ破候仁躰

ハ、其身一代ハ能儀ニ候ヘトモ、

子孫ニ報ヒ罰当リ、跡絶ユル物ニ

テ候ト相見ヘ候。天道ヲソロシク

候也。我々兄弟ノ儀ヲ申事如何ニ

候ヘトモ、孫五郎殿・孫七郎殿、

英林様ノ御判ヲ被破候テ子孫退轉

候、眼前之事。

[23] 一、英林様御身上、奇特神変雖事多

候、第一御殷勤ヲ以国ヲ被治候

由、年寄トモ申候ソル。諸侍ヘノ

儀ハ不及申、百姓町人風情迄ニモ

御惻切ノ御文言宛所ナトニテ過分

忝様ニ被遊候ニ付テ、悉身命ヲ

捨、御味方仕タル由候事。

[25] 一、当世ハ上意ニ付テ、国侍并近付ノ

差別無之。雖然、我等ハ不混自

余、書札札儀等少モ元々ニ被替間

敷ノ由、堅ク萩原被仰含、御状等

被為認候事。

[26] 一、御音信トシテ秘藏ノ馬・鷹、其外

重宝人ニ遣事候。然トモ書札慮外

ニ候ヘハ、被遣タル珍物悉ク無ニ

成、不出ニヲトリタル事候。下手

上手ノ氣遣、是程違ヒ申者ニテ

候。能々分別有ヘキ事。

[73] 一、侍ハ信心肝要也。但余ニ過タルハ

ヲトケ者ノ名取スルト相見ヘ候。

其故ハ少ノ事ヲモ神仏ノ告ソト思

ヒナシ、心アヤカリニ成モノニ

候。惣別看經ニハ現世安穩、後生

善所、第一弓矢冥加、此外ハ有間

敷事ニ候ヲ、色々難題ヲ神仏ヘ祈

誓仕懸候間、神ハ不請非例ヲ、故

ニ諸事不叶事共ニ候。当世ハ布施

ヲ然々ト不出、剩神社仏事領無躰

ニ落取、天役ニ祈禱サセ候間、如

何成貴僧高僧モ手柄不見、神仏納

受ナキ事ニ候。英林様毎日之看經

ハ書付、光明院ニ御布施ニテサセ

被申、毎朝御手水參候テ、則彼御

卷数御頭戴候。本ヨリ毎月ノ御祈

禱モ過分ノ御布施ヲ以貴僧高僧ニ

被仰付候。御自身ノ御看經ハ御公

事ヲ被聞召、御成敗嚴重ニ被仰

付、厥外武芸ヲ專ニ御沙汰候ニヨ

リ、御子孫繁昌・御國靜謐、天下

無双ニ候事。

[28] 一、人間トシテ貯ナクテハ不叶物ニ

候。雖然、余リニ徳人ノ如ク貯ヲ

本トシ、代物黄金過分ニ集置仁

ハ、モト／＼ヨリ武者セサル由申

伝候。但伊豆ノ早雲ハ、針ヲ藏ニ

積ヘキ程ノタクハ仁ニ候ソル。

然トモ武者篇ニ物ヲ遣フ事ハ玉ヲ

モ碎ツヘウ見ヘタル仁ニテ候ソル

由、宗長常々御物語候事。

[20] 一、大名、比興ノ名取スルカタ々、是

亦一天下同前、如何ニモオモタシ

クアタリノ人サケヲシ無札ニテ、

第一狐疑之心有之、萬事人疑ヲ

シ、内者ニ被隔心、或ハ家中ノ者

有力ニテ人ニ参会、物数寄ナトス

ル事ヲ小眼ニ懸、或ハ世上ニハ、

ヲシ、芸能ナト嗜事ヲ嫌、折々ハ

女房トモ・小性トモヲ近付、我身

無器用ヲカケニテ人ノ私言候カト

立聞ヲサセ、動スレハ、毛ヲ吹テ

疵ヲ求メ、理不尽ニ鼻ヲツキ、其跡知行分多少ニヨラス、家内等迄押取、米銭・黄金ヲ蔵ニ積重、聊モ施スコトナク財宝持タルヲ満足シ充滿極ナシ。然間、一度不慮ノ凶事出来候テ、必積置タル財宝悉ク無躰ニ消失シ、厥家共滅亡候。

此類古今諸国ニ聴及候。取分畠山ト三以來数多有之。当国ニハ右衛門大夫殿眼前之事。

[21] 一、惣別代物黄金充滿候へハ、大名ニヨラス末々ノ者マテモ、一度凶事出来候テ滅亡スル物ト相見候。近來ハ甲屋善定、并ニ上木覚勝ナト眼前事。

[58] 一、尋常ノ落髮ハ主ニヲクレ、或ハ勘氣ノ身カ。亦ハ隱意ノ覚悟カ。此等ノ外ハナキ物ニテ候。一向ニ発心出家ノ儀ハ不及沙汰候。先年性安寺殿御落髮ノ時、我々御相伴ニ落髮仕候ヘカシト、内々異見ノ族候ツレトモ、存知ノ旨候テ相抱候。然ハ御西殿不慮之御進退ニ付

テハ、彼御命ノ為ニ頭ヲ用ニ立候間、満足ノ由被仰候事。

[71] 一、猿樂道ニ蓮華ヲ沿ルト申事、一段秘事ニテ候由、善珍・孫次郎申候。是ハ侍ノ上ニ可入事候。口伝数多有之事。

〔条目解説〕

朝倉英林孝景は宗滴にとつては親父であると同時に、越前戦国大名朝倉氏の始祖であり領国の基盤を確立した人物として孝景の言辭は代々の朝倉家の家訓ともなつた。「朝倉孝景条々」が孝景自身の家訓とするのには疑義があるとしても、宗滴の生母や老臣から聞き伝えられた孝景の言動や教訓が直接・間接的に「朝倉宗滴話記」の所々に窺い知られる。以下は、これを主体に趣意を述べてみたい。

[27] 条は、領国に支配権を確立した者が家臣に扶持を宛行う場合、美濃の「古持世院」(守護代持是院妙椿⁵⁾) 何萬貫・何千貫・何百貫・何拾貫と積ませて諸侍に扶持を宛行つたが、英林様の扶持宛行は、何処かの誰々かの跡職を宛行として御一行を下付している。従

つて、英林の御一行は一通で過分な五百石・千石下さることもあり、又、五通・三通下されても五拾石・百石も無い場合もある。このように広く下されれば、すべてが忝く存じて忠節奉公を仕るもので、今に至るまで当国が弥々長久繁昌しているのは、このためである。員数を定て扶持すれば侍の上下が見えてきて良くない。美濃は約三十年持続したが、この五十年間、今に至つても錯乱しているという有様なのである。「70」条は、大体において先祖の判形を無躰に破つた者は、其身一代は能くとも子孫に報いが及び、罰が当り家系が絶えるもので、天道とは恐ろしいものである。自分の兄弟の事を申すのは憚れるが、孫五郎殿(景総⁶⁾)・孫七郎殿(叔海性波、朝倉景親か)⁷⁾が英林様の御判を破られたため子孫が滅亡してしまつたことは明らかな事である。以上の「27」条は、朝倉氏の扶持方宛行の制度を知らううえで貴重な史料となり、「70」条は孝景の家訓ともいふべき判形を守らなかつた一族の滅亡を述べて朝倉家への諫めとしたものである。

[23] 条は、英林様の人柄は誠に計り知れ

ないほど傑出されたところが多い。第一に丁重な態度で国を治められたと老臣共は申し立てている。すなわち、諸侍へ対しては申すに及ばず、百姓町人風情の者迄にも懇切な文言の宛所⁽⁸⁾とし、過分な対応に皆が忝く思い、悉くが身命を捨てて味方に馳せ参じたということである。「25」条は、当世は將軍の主意により守護と近臣の差別が無いが、我等は他と混わらず書札の礼儀等も少も従来と替えるようなことがあつてはならないと堅く萩原に仰せ含められて、書状等も丁重に認めさせられた。「26」条は、音信とともに秘藏ノ馬・鷹や重宝を他へ遣わすことがあるが、その折の書札の札が粗末であれば遣わした珍物も悉く無駄になり、却つて遺物を出さないほうが益しとさえなる。上手下手の氣遣は是程に違うことになるので能々分きまねばならない。

以上の「23」条・「25」条・「26」条は、英林孝景の特に丁重な書札の礼儀に触れたもので、越前一国の平定にも孝景の慎重な配慮があつて成功したのだと述べているようであり、続く条目は孝景の神仏への深い信仰心を述べ、諸侍への警鐘を告げている。すなわ

ち、「73」条は、侍は信心は肝要であるが、余りにも神仏に頼り過ぎては愚か者の評判を受けてしまふ。其故は少の事でも神仏のお告ぞと思ひ込んで心愚か者になるものである。大体において看経には現世安穩・後生善所と第一に弓矢冥加で、これ以外には無いものを、色々と難題を神仏へ祈誓するものだから、神はその非礼を請けず、故に諸事が叶わないことになる。当世は布施を全然出さず、剩え神社仏事領まで無躰に落取り、天役として祈禱させるものだから、如何なる貴僧高僧といえども自己の手柄とはならず、神仏も祈禱の効能を受けてくれない事となる。英林様の毎日の看経は書付で光明院⁽⁹⁾に御布施にてさせて、毎朝、手をきよめられると、直ちにかの御卷敷を頂戴された。本より毎月の御祈禱も過分の御布施を以つて貴僧高僧に仰せ付けられた。御自身も御看経が済んだ上で公事

(訴訟)を聞かれて嚴重な成敗を仰せ付られ、その外に武芸も専に命じられたので、御子孫繁昌・御国静謐で天下に並び無い領国となったのである。

さて、以下の「28」条・「20」条・「21」

条は平素の蓄財は必要だが、その功罪を述べ、「58」条は落髮(僧躰になること)の時期に關して、「71」条は猿楽道の芸能について述べたものである。すなわち、「28」条は、人間として蓄財が無くてはどうしようもないが、余りにも世にいう金持ちのような蓄財のみに専念することは良くない。宝物や黄金を過分に貯め置くような武將は、元来、武將とは言えない。但し伊豆ノ早雲(北条早雲)は針ほどの物でも蔵に積むほどに蓄えた人物ではあつたが、いざ合戦ともなれば玉をも打ち砕くほどに思い切りよく蓄財を投げ打つた人物であつたと、連歌師の宗長は常々物語つたものだ。「20」条は、大名で不評を受けるような者は一天下どこも共通の事で、如何にも偉そうに周囲の者を見下し無礼な態度でありながら、一方では猜疑心が強く萬事につけ人を疑うから家来の者からも愛想をつかさされてしまふ。そして、家来の者が裕福者となつて人と参会したり、珍物を集めたりするとけちをつけたりしながら世間では威勢を張る。しかし、自分は芸能などの嗜み事を嫌い、折につけ女房共や小姓共を近付けて、我身の不評

を蔭で噂をしていないかと立聞きをさせ、どうかすると「毛ヲ吹テ疵ヲ求メ」るようにして家来の者を理不尽な罪に落として、その跡の知行分を多少によらず家屋敷迄押取り、集めた米銭黄金を蔵に積み重ね、少しも他人に施すこともせず、財宝を持ったことで満足し満悦心はこの上もないという有様である。しかし一度不慮の凶事が起こると、必ず積み置いた財宝も悉く無跡に消失し、その家は共に滅亡してしまう。此類は古今から諸国で聞き及んでいることである。特に、畠山ト三（畠山尾張守尚順⁴⁰）以来数多あり、当国では右衛門大夫殿（朝倉景高⁴¹）の例で明らかかな事である。「21」条は、大体において財宝や黄金が充滿しても、大名によらず末々の者までも、一度凶事が起こると滅亡するものと分かるものだ。近來では甲屋善定や上木覚勝等の例で明らかである。

〔58〕条は、普通の落髪は主人が死没した後、或は主人から勘気を蒙った場合、又は思い余った覚悟の場合で、これ以外にはないのである。ただ一心に発心して出家する場合は別な事である。先年、性安寺殿（朝倉孝

景）御落髪の時、我々もお供して落髪すべきところ、内々に意見の者もお供することもあつて止めることとなつた。しかし、「御西殿」（孝景の妻の母⁴²）の「不慮之御進退」に付ては御命にもかかわるので頭を用に立てることが出来たので満足であつたと仰せられたとあるが、西殿の死没は宗滴の死後の永祿九年（一五六六）のことであるから、西殿死没の際の落髪ではなさそうで、「不慮之御進退」の意味は不明である。「71」条は、「猿樂道二蓮華ヲ沿ルト申事」、特に秘伝と言われる由、善珍・孫次郎が申した。これは侍にもいえることで口伝とは数多くあるものである。これは猿樂道に関する秘事伝授のことではあるが、武術の場合でも云えることだという意味であろう。

五、宗滴自身の反省・信念と心懸け

〔条目分類〕

〔24〕一、英林様御説ニハ、小太郎ハ随意ニソタチ候間、我等以後ハ諸侍ニ対シ可為無礼候。時々殷勤ノ事ヲ御意見候へ由被仰候旨、桂室様常々

御物語候事。

〔31〕一、朝夕ノ食ハ善悪面ニテクヒ候ハンスルカ本ニテ候ト、幼少ノ時、年

寄衆申候ツル。然間、我々一世ノ間、内儀ニテシタ、メシタル事ナク候。自然桂室様御上へ御出候時ハ御相伴仕タル事候。左候間、萬クセトモ皆トモニ申直サセ候事。

〔75〕一、我々不断ノ行儀、涯分可嗜トハ存候ヘトモ、毎々比興ナル氣遣ハ出来安キ物ニテ候間、紫野ノ真珠菴飯尾宗普トテ入道ノ僧候。一段耻布大老候。彼仁ヲ障子コシニ置申、不断シヤサウ仕度念願ト、常々被仰候事。

〔32〕一、我々子カタワニ候トモ、妻ヲ取迎

最愛シ子トモ出来可相続カ、然ニ実子ヲ止養子ヲ仕候事、不知者ハ不審スヘク候。天沢様御代ニ小次郎殿幼少ノ時、朔日節供出仕ノ鉢見及候ニ、諸侍ノアイシラヒ無曲様躰候。彼方不肖ニハ候ヘトモ、英林孫ト申、子春ノ指次二郎左衛

- 門殿ノ子ニ候。然トモ末々ニ成タル故ニ候カ不及是非候。扱ハ我々子トモ弥末々ニ可成候。本ヨリ家来ノ者トモノ下座スヘキ事、不敏ノ至口惜次第ト存究、所詮実子ヲ止、惣領ヘ近ナルヘキ為ニ天沢ノ次男孫九郎殿ヲ申請、家督ニ相定候事。是モ内ノ者トモノ為、始終可然様ニトノ一儀迄ニ候。惣別家中ノ者、何モ英林不断為召連歴々ノ人数ニ候。我々ハ新參ノ主ト存置、皆々行末迄能様ニ候ヘカシト、且夕念願計ニ候事。
- [51] 一、我々若時ヨリ天沢御恩ハ重々不及申候。殊更敦賀郡ノ儀被仰付候宗淳御恩ハ、一向蒙リタル事ナク候。但天沢ノ御恩ニモヲトル間敷事候。其故ハ丹後・近江・京都・加州・美濃、如此諸国ヘ武者奉行トシテ被相立候御厚恩、無申計候由、常々被仰候事。
- [48] 一、義景様御器用ハ、英林様以来御座有間敷候カ。其故ハ我々八十歳ニ及候ヲ、加州ヘ武者奉行ニ被遣置候事。大丈夫ナル御心中難計候。但自今以後、守手簡要ニ候間可有如何候旨、常々被仰候事。
- [61] 一、大将ト申ハ、御屋形様ニテ候間、軽々敷候テハ一向不可然候。扇ノカナメノ如クタルヘキ由芳永モ御雑談ノ事。
- [57] 一、我々及八十歳迄、惣領殿ニ対シ申、誠ニ不似合程ノ奉公馳走仕候事、諂タルヤウニ陰ニテ申仁有之由ニ候。無分別ノ申事ヲカシキ儀ニ候。其故ハ、我々百歳ニナリ候トモ、行步叶候ハンスル間ハ武者ヲ捨間敷候。惣領殿ト趣向能候ヘハ、国中ノ諸侍ハ何様ニモ申付度俣ニ召仕事ヨク候。殊更、英林白頭ニ甲ヲ召ナサレ、御辛勞ナサレタル国ニ候間、第一御国ノ為ニ候。外聞ハ如何様ニ候トモ、御主之為何事モ御意次第トハイツクハイ候ヘキ心中ノ由、常々被仰候事。
- [60] 一、諸勢ヲ召連、何方ヘ被指遣候トモ、我々ナトハ武者奉行タルヘク候間、重々敷候テハ一向不叶事。
- [35] 一、覚アル大将ト云ハ、一度合戦ノ時持道具ヲ自身取候ハテハ難申由、昔ヨリ申候事。
- [43] 一、巧者ノ大将ト申ハ、一度大事ノラクレニ逢タルヲ可申候。我々ハ一世ノ間勝合戦計ニテ終ニラクレニ不候間、年寄候ヘトモ巧者ニテハ有間敷候事。
- [36] 一、我々一世ノ間、敦賀ヘ上下、何時モ一日懸ケニ仕候。此義ハ我々彼郡預リ申ニ付テ、自然ノ時、用所迄ニ如此候事。
- [66] 一、尋常ノ年寄、夜ハ目イネラレス徒然ナルヨシ候。我々ハ徒然ナル事一向無之候。其故ハ、先国中ニライテ北辺ノ儀ハ不及申、或ハ東ヲ請、南ヲ請、西ヲ請可合戦行、或ハ不慮ニ御屋形様ト二人ニナリ、惣国ヲ敵ニ請、合戦ニ可切勝調儀、亦ハ加州ノ儀ハ不及申、其上

隣国へ取懸可切勝計儀、又天下ヲ取御屋形様在京サセ可申武略、重々様々思案候間ニ夜ヲ明シ候間、一段慰心ノ嗜無申計候間、イサ、カ徒然ニ無之候事。

[69] 一、我々無欲ナルヨシ世上ニ申族在之由候。一向相違ヲカシキ事ニ候。

厥故ハ何時ニテモ加州ノ儀、亦濃州辺可給之由候テ、御人数於被付者、聊モ辞退申間敷候。但チリくトシタルミチレナキ事ノ欲心、又ハ被官家来ノ者ニ不謂儀申懸、ホリムサホリ、少モ押領スヘキヨクノ所存ハ、若キ時ヨリ努々無之候。然間、陣衆被官人等、我々代ニテ余多出来候。大欲心ハイカナル仁鉢ニモ負申候間敷ノ由、常々御戲言候事。

[42] 一、一度卒度ノ事ニアイ候トテ、久敷武者ヲモ見ス候テ功者フリ仕候者トモ、一段笑敷事ニ候。其故ハ小泉古四郎右衛門常々語候ツル。武者遠クナリ候ヘハ、足輕ニ罷出候

時、矢風ヲソロシク候。細々打出敵ニ逢候ヘハ、少々ノ矢ヲハカケ落シ候ハンスルヤウニ存ル物ニテ候ト申候ツルカ、サリトテハ無余儀候人数持候仁鉢モ可為同前候。我々ハ十八歳ヨリ七十九ノ年迄、諸陣ノ間十年ト隔リタル事稀ニ候。

[77] 一、惣別越前ノ諸侍、上下ニヨラス加州ヲ不心懸者ハ第一対先祖不孝、亦可為敵同意事。

[8] 一、先年、加州湊川ヲ被越御合戦ノ時、被討取首五百余ニテ候。厥内幼少ナル首ヲハ撰出サレ、彼取手ヲ被召、直ニ被返遣候事。但前々足輕師ノ時ハ御撰ナク候事。

[37] 一、我々七十二余候迄、毎年河ヨリ北ヲ道筋見候ハンスル為ニ、鷹野ト号シ細々下候事、是亦非別儀候。彼国ヨリ一度乱入仕候ハテハ不可叶ト存、其時ノ用所迄ニ候。惣別我々存命ノ中ハ武者奉行可仕候間、何時モ不図可懸向候ニ不案内

二候者、絵図ナトヲ以、則時ニ手遣ハ浅間敷候ト存、不断心懸無他候事。

[38] 一、惣別国中ノ道筋・カン所道、亦沼フケ、馬ノ沓打候所、又不打所、能々可知事肝要也。

[39] 一、武者ヲ心懸候仁ハ、隣国ノ儀ハ不及申、諸国ノ道ノリ、其外海川難所等可尋知事。

[33] 一、英林男子八人候。合戦ノ時、自身持道具ニ血ヲ付候ハ我々一人ニテ候。十八歳ヨリ七十九歳迄、自国他国ノ陣十二度、其内馬ノ前ニテサセタル野合ノ合戦七度ニ候カ。其内三ヶ度持道具ニ血ヲ付候。卅ノ歳大一揆切崩ス刻、於中江河原馬上ヨリ長刀ニテ誅候也。其首中村清右衛門ニ取セ候。卅一ノ年玄忍追手ノ時、帝釈堂ニテ馬上ヨリ討伏、其頸ハ古岩村宮内左衛門ニトラセ候。五十一ノ歳於京都泉乘寺合戦ノ時敵三人鎧付、首トモ皆々トラセ候。如此内ノ者同前ニ

働候間、士卒ヨコフリ有間敷由、
常々御雑談候事。

[34]

一、十八歳（明応三年）豊原寺へ日備
率人出張ノ時、十月廿一日有合
戦。十九歳（明応四年）柳瀬陣無
合戦。廿七歳（文龜三年）敦賀城
責、卯月三日合戦有之。廿八歳
（永正元年）五郎殿出張ニ付テ眞
之合戦有。九月十九日今川（金
井）殿父子討取也。卅歳（永正三
年）大一揆ノ時、七月十七日豊原
寺ヨリ退口合戦有之。同八月六日
中野川ヲ越合戦有之。敵数多討取
也。卅一歳（永正十四年）玄忍出
候時、八月廿九日合戦有之。四十
一歳（永正十四年）丹後陣足輕合
戦并城責有之。四十九歳（大永五
年）江州北郡大谷七月十六日城攻
有之。五十一歳（大永七年）京都
泉乗寺十一月十九日合戦有之。五
十五歳（享祿四年）加州陣十月
廿三日湊ノ川ヲ越、於石川郡内合
戦有之。其外度々足輕軍有之。六

十八歳（天文十三年）濃州陣九月
廿二日、井口ノ城ヨリ町迄悉ク放
火。七十九歳（弘治元年）亦賀州
陣七月廿三日山城三ヶ所落去。但
二ヶ所ニテ合戦有之。八月十三日
浜手敷地口一日ノ中ニ二度合戦。
何モ馬ノ前ニテサセ候。以上十二
度歎ノ事。

「条目解説」

すでに述べたように、朝倉教景（宗滴）は
英林孝景の後室となった桂室永昌を生母とし
孝景の末子として文明九年（一四七七）に生
まれたから、宗滴が五歳の時に父孝景と死別
しているの、直接に父からの訓導は受けて
いないが、実母や孝景に仕えた老臣から孝景
の間接的な教導は受けていて、人生の伴侶と
してこれを書き残している。「24」条では、
父の英林は「小太郎（宗滴）を我が儘に育て
てしまったので、自分の亡き後、諸侍に対し
無礼を働くこともあるうから礼儀を守るよう
育てるように」と仰せられたと、母の桂室は
何時も語っておられたといい、「31」条で

も、幼少の時の朝夕の食事が我が儘であった
ので、殿様（氏景か）と食事を共にする場合
は母の桂室様が御相伴をして、色々癖を直さ
せたといい、宗滴は自己形成の反省としてい
たことが知られる。また、「75」条では、自
分は普段より礼儀を十分に嗜むべきだと思へ
ども、毎々いいかげんな気持ちが出て安易に
過ごしてしまうので、紫野大徳寺の真珠菴飯
尾宗普という特に大老と呼ばれる入道僧を障
子越しに置き申し、普段より教えを受けたい
ものだと、常々仰せられたという。

教景は文龜三年（一五〇三）の敦賀の乱で
宗家を救った恩賞として敦賀郡司に任命され
たが、教景には実子がありながらこれを廃嫡
してまで、宗家の朝倉貞景の四男の景紀を養
子に迎えて敦賀郡司を継承させている。この
ことについて教景は「32」条で、次のように
述べている。我々は妻を迎えて子供が出来れ
ば、たとえ不具の子でも相続させるのが普通
である。しかし、実子を廃嫡してでも宗滴が
景紀を養子に迎えたことを不思議に思う者が
あるが、これは天沢様（貞景）の御代に小次
郎（景明の子景純）が英林様の孫でありなが

ら、すでに縁が遠く、朔日節供の出仕の時の諸侍の冷淡な対応を見て、惣領の貞景の子の景紀を養子に迎えたのであって、自分の家来の末々までのためにでもあったというのである。孝景（宗淳）時代に入ると、たとえ英林孝景の末子といえども宗家からは遠縁となっていて、同名衆のなかでの座配は上席とはならなかったからであった。

〔51〕条では、敦賀郡司に任命してくれた天沢の恩を感じてはいるが、それ以上に宗淳孝景からは丹後・近江・京都・加州・美濃へ武者奉行として派遣されたことの厚恩を感じている。〔48〕では、さらに義景様の「御器用」は「英林様以来御座有間敷候か」と賛美している。其故は自分が八十歳になるまで加州への武者奉行に遣わし置かれていたことで信頼されているからであろうが。以後は守備が肝要となるうから、どうなるであろうかと心配もしている。しかし、〔61〕条では、大将と申すは御屋形様（国主）であるから軽々しく存じてはいけない。国主を扇のかなめとして結束すべきだと、芳永（朝倉景冬）の雑談を通して肝に銘じている。そして、〔57〕

条では、八十歳に及ぶ迄、惣領殿（国主）に對して誠に分に過ぎた奉公馳走仕る事をへつらいたる様に蔭で申している者があるとの事、分別の無い事で笑止千万である。其故は、百歳になつても自分は行歩が叶う間は武者を捨てない。惣領殿の合意さえあれば国中の諸侍を何時でも意の儘に召仕うことができ。英林様も頭が白髪になつても甲を召されて辛勞なされて平定された越前国で、第一に御国の為でもある。外聞はどうあろうとも、御主の為なら何事にもはいづくばつてでも、義景の御意次第に尽力する心中である。そして、〔60〕条で、諸勢を召連れて何方へも出陣する武者奉行としての重責を強く意識している。〔35〕条は、経験を積んだ大将と云うのは、一度でも合戦の時、武器を自身取つて戦わねばならないと昔から申し伝えているといい、〔43〕条で、名将といわれる者は、一度ぐらゐは大敗北を経験しているものである。しかし、自分はこれまで一度も敗北したことがないから、老年となつても名将とはいひ難い。これは、自己の強さを誇示しているともいえよう。また、敦賀郡司であつた宗滴

は、「いざ一乗谷」のために敦賀と一乗谷との上下往復を何時も一日懸けたつたという（〔36〕条）。さて、〔66〕条では、普通の年寄は夜も眠れないほど暇であるとの事だが、自分は少しも暇なことはない。其故は、まず国中において北辺の加賀のことは申すまでもなく、東は美濃国、南は近江国、西は若狭国との合戦の手立て、或は思いがけずに御屋形様（義景）と二人だけで惣国を攻めようとする敵をいかにして切り勝かの調儀、又は加州の儀は申すまでもなく、その他の国へ取懸り、いかに討ち勝かの儀、又天下を取り御屋形様を在京させるための武略等、重々様々に思案をめぐらしている、一夜を明してしまふから特別に慰み心の嗜みもないが、少しの暇も無いと述懐している。一方では、〔69〕条で、自分は無欲だと世上で申す者がいる由だが、全く相違して可笑しい事である。其故は何時でも加州や濃州辺を与えようとて軍勢を付けてさえ下されば聊も辞退はしない。但し些細な欲心や被官家来の者に言わざる儀を申懸けて押領するような所存は若い時より少しも無い。従

って、陣衆被官人等が自分の代になって余多出来た。このような大欲心なら、どのような人にも負けないと、戯言で常々言っていたという。そして、「42」条では、一旦緩急に会った場合、古参の武者でも十分に判断もせず、いかにも老練ぶりに対処するのは滑稽な事である。其故は先代の「小泉古四郎右衛門」が常々語っていたことだが、近年合戦が少なくなると、足軽などは矢風にも脅え弓矢も満身に射懸けられないが、兵卒を随える武将ですら同じ事が云える。しかし、自分は十八歳より七十九歳迄、諸陣の間は十年と隔ることは稀であろうか。

宗滴は特に加賀の一向一揆勢には強い敵愾心を抱いていた。従って、「77」条では、大體において上下によらず越前の諸侍で加州に対して心懸けないような者は第一に先祖に対して不孝であり、敵と内通しているといわれでも仕方がない。「8」条は、先年、加州湊川の合戦の時、討捕った首五百余のうちから幼少なる者の首だけを撰び出され、その取手に直に返し遣わしたが、前々の足軽合戦の時は撰ばなかった。また、北辺には常に警戒心

を忘れず、「37」条で、自分は七十歳迄、毎年河（九頭竜河）より北の道筋を見聞するために鷹野と号して再々下向するのは他でもない。彼国（加賀）より一度乱入してきた時の防備ためである。惣じて自分の存命中は武者奉行に徹するのであるから、何時でも急遽馳せ向う場合に不案内で絵図などで即時に対応するのでは情けないと存じ、普段から心懸けているのに他ならない。その為にも「38」条で、惣別国中の道筋・カン所道や沼フケ、馬の沓が打てる所、又打てない所を能々調べておくことが肝要だとし、「39」条では、武者を心懸ける者は、隣国の儀は申すに及ばず諸国の道筋や其外海・川の難所等も尋ね知るべきであるとする。

最後の「33」・「34」は、宗滴の生涯にわたるすべての合戦の事例を総攬し、併せて武者奉行としての宗滴の対応を述べたものであるが、宗滴は七十九歳の高齢に至るまで出陣して最期は陣中で病気にかかり死去するという戦国武将にふさわしい壮烈な生涯を遂げている。「33」では、英林孝景の八人の男子のうち合戦の時、自分自身の持道具に血を付け

て戦ったのは自分一人である。十八歳より七十九歳迄、自国他国への出陣は十二度、其のうち馬前で戦った野戦は七度であったろうか。其の内の三度は持道具に血を付けた。卅ノ歳の時加賀の大一揆を切崩した時、中郷河原で馬上より長刀で敵を誅伐し、その首は中村清右衛門に取らせた。卅一歳の時、敵の大將の玄忍を追い掛けて帝釈堂で馬上より討伏せた時、その首は古岩村宮内左衛門に取らせた。五十一歳の京都泉乗寺合戦の時、敵兵三人を鎧で討ち、首共は家臣へ取らせた。このように家臣達も自分と同じ様に戦って怯むようなことはなかったと、常々雑談されたというのである。これは、合戦では宗滴自身が先頭で戦い、討ち取った首は家臣に与えて家臣の手柄としたのである。宗滴がいかに家臣を大切にしたかを偲ばせる条目である。「34」条目では、宗滴の初陣が十八歳（明応三年）であったことが知られるが、初陣から生涯にわたる十二度の合戦を逐一記録したのが当条目である。これを理解し易いように表にまとめて最後としたい。

朝倉宗滴合戦年表(「宗滴話記」34条)

年齢	年号	合戦内容
18	明応3年(1494)	豊原寺江日備牢人出張之時、10月21日合戦有之。
19	明応4年(1495)	柳ヶ瀬合戦陣なし。
27	文亀3年(1503)	敦賀城責、卯月3日合戦有之
28	永正元年(1504)	五郎殿出張に付て眞之合戦有之。9月19日、金井殿父子討取之
30	永正3年(1506)	大一揆之時、7月17日、豊原寺より退口合戦有之。 8月6日、中野川を越し合戦有之。敵数多討取也。
31	永正4年(1507)	玄忍出候時、8月29日、合戦有之。
41	永正14年(1517)	丹後陣足輕合戦并城責有之。
49	大永5年(1525)	江州北郡大谷 7月16日、合戦有之。
51	大永7年(1527)	京都泉乗寺 11月19日、城責有之。
55	享祿4年(1531)	加州陣、10月26日、湊川を越し石川郡内におゐて合戦有、其外度々足輕軍有之。
68	天文13年(1543)	濃州陣 9月22日、井之口悉放火。
79	弘治元年(1555)	賀州陣 7月23日、山城三ヶ所落居。但ニヶ所にて合戦有之 8月13日、浜手敷地口一日之中両度之合戦。何も馬之前にてさせ候。

六、まとめ

以上で、家訓「朝倉宗滴話記」の八十一条目を五分類して解説解説を試みてきたが、ここで改めて総括してみると、「宗滴語録集」の中で最も集約すべき条文は、第「10」条の「武者ハ犬トモイヘ、畜生トモイヘ、勝力本ニテ候」で、「どのような悪辣な手段を使おうとも、戦いには勝利することが第一である」とする根本理念であった。甲斐武田の『甲陽軍艦』にも「国持大将、人の国をうばひとり給ふこと、国に罪はなけれども、武士の道たる故にや」とあるように、当時の戦国武将の共通した信条であり、戦国武将は「勝負の構え」の中に常に存在することを意識していた。

「宗滴語録集」の中には、創国の英雄であり我が父であった英林孝景の影響を強く受けた条目が所々に散見される。下剋上の社会現象の中で朝倉氏が一人人層から越前の支配者にまで成長して朝倉分国を築いた孝景の苦心を、孝景の末子として生まれた宗滴は十分に体得していた。従って、「宗滴語録集」を五分野に分類した「第二部」で、「戦略・戦陣

訓」で戦に勝利するための戦略・兵法を述べ一方、下剋上の戦国乱世において孝景が政略・裏切りにより越前一国の実権を把握した朝倉氏の命運には、一族内や家臣から何時また裏切り謀叛の危険に遭遇するかも知れない危機は常にはらんでいた。その朝倉領国を永続させるためにこそ、国主としての朝倉当主や一族・家臣の資質が問われる。そのため規範として述べたのが「武将としての人使い」・「武将としての平素の心懸け」で、主君たる者は心に偏屈がなく、理非善悪を正しくわきまえて家臣に接すること、常に家臣のことに配慮して慕われることこそ主君としての資質であることなどを微に入り細に入り屢留として述べていることに注目される。当時の戦国大名は常に緊張が要求されていたのである。

さて、幼くして父に死別した宗滴も、生母桂室と父孝景から暖かい養育の心配りと深い寵愛を受けてきたことが「宗滴語録集」から感じられる。孝景の創国の苦心を鏡として孝景の訓導と遺戒を守ることこそが朝倉領国を維持繁栄させることになると宗滴は信じてい

た。これを集約した条目が「英林教訓・朝倉家の対応」・「宗滴自身の反省・信念と心懸け」である。すなわち、英林の諸侍のみならず百姓町人に対しても懇切な文言の書状で国を治められたこと（「23」条）、これを継承した宗滴もまた書札礼儀に自余に混わらず懇切な対応であったこと（「25」条）を家臣の萩原に仰せ含めている。一方、英林の仰せとして合戦での勝利の手立てを学び（「40」条）、合戦で先頭に立って戦い敵兵を討ち取ったのは英林の息子八人のうち自分だけだとい（「33」条）、十二度も他国へ出陣して惣領殿（国主）に対しても軍奉行一筋に徹したが、自分は百歳になろうとも行歩が叶うまで武者を捨てないのは、英林様が白髪に甲を召されてまで辛勞されて越前を平定されたからだ（「57」条）と述べており、英林の神仏に対する信仰心の深さも伝えている（「73」条）。

特に重要な条目は「27」条で、英林が家臣への扶持宛行は他国とは異なり、貫高制でもなく石高制でもなく、越前平定過程で奪取、または没収した中世荘園制下の諸職の跡職

を、そのまま家臣へ宛行うという趣法であった。これは、その後の朝倉領国下においても代々継承されてきたようである。「20」・「21」条では、蓄財に専念して滅亡した右衛門大夫（朝倉景高）や豪商の甲屋善定・上木覚勝の事例を述べるとともに、「70」条では英林様の御判（定め）を破って子孫が退転した兄の孫五郎（景総）・孫七郎（景親）の例を鏡として訓戒しているが、いずれも孝景の威光が色強く反映している。

宗滴が英林に次いで訓導を受けたのは「芳永」であった。芳永は英林の越前平定にともに尽力した英林の弟の朝倉景冬のこと、敦賀郡司として越前領国の一部を支配した。景冬は、宗滴が十九歳で初陣した翌年の明応四年（一四九五）九月二十日に死没しているから、「59」条で、宗滴の初陣に当たって武者雑談として兵法を教え、「61」条では朝倉庶流の同名衆としての心構えを、「79」条では、武将として家臣の讃め方を物語っている。なお、「51」条で三代の天沢（貞景）と四代の宗淳（孝景）の御恩を厚く感じ、「48」では英林様以来器用な義景への賞賛も忘れてはい

ない。

注記

- (1) 松原信之「越前朝倉一族」（新人物社刊）一一九頁参照。
- (2) 松原信之「朝倉氏による敦賀郡支配の変遷」上（『若越郷土研究』48-2）
- (3) 佐藤圭「朝倉氏と近隣大名の関係について」（『福井県史研究』第14号 県史編さん室 平成8年3月）
- (4) 松原信之「朝倉家十七か条」の成立とその背景（『福井県史研究』第14号 県史編さん室 平成8年3月）
- (5) 松原信之「越前朝倉一族」（新人物社刊）一一六頁参照。「古持世院」
- (6) 朝倉孫五郎景総は文亀元年（一五〇一）の敦賀の乱に関与して滅亡した。松原信之「越前朝倉一族」（新人物社刊）九九頁参照。
- (7) 朝倉孫七郎（叔海性波）は丹生郡織田の領主であったが没落した。「朝日町誌」通史編の第二章第二節「朝倉氏の織田支配」九九頁参照。
- (8) 年未詳二月二十八日付・同四月十八日付「朝倉孝景書状」（『三崎玉雲家文書』『福井県史』資料編3）参照。
- (9) 大和国興福寺光明院か。
- (10) 畠山ト三は畠山尾張守尚順のことで、「ト山」は通称。畠山家は山城・河内・越中等の守護職を歴任して細川・斯波と並ぶ三管領の一家であったが、応仁の乱の時に政長と義就が両家に分かれて畠山家の家督を争い、乱勃発の一因ともなった。その後、管領細川政元と結んで覇権を掌握した政長も明応元年（一四九二）の政変で

若越郷土研究 五十巻一号

敗死した後、その子の尚順が細川高国と結んで勢力を回復したが、永正十七年（一五二〇）に家臣に背かれて堺へ逃れ、さらに淡路に逃れて大永二年（一五二二）死没した後、両島山家は共に衰亡していった。特に、越中国では守護代の更迭にも苦慮し、越中国を錯乱化していった。宗滴も畠山ト山の動向を察知していたと考えられるから、ト山をどのように評価していたかが推測される。久保尚文「両島山家融和と越中守護代家更迭―長尾為景越中進攻問題の再検討―」（『富山史壇』第144号）参照。

(11) 松原信之『越前朝倉一族』（新人物社刊）一三二頁参照。

(12) 甲屋善定や上木覚勝は一乗谷か府中の豪商人であらう。

(13) 松原信之「朝倉氏女系譜」（『福井県史研究』第12号 県史編さん室 平成6年3月）

(14) 小泉古四郎右衛門の「古」とは「故人」を示すと思われ、永正三年（一五〇六）に加越能の一揆勢が越前へ侵入して九頭竜川を挟んで対峙した時、朝倉方総大将の朝倉教景（宗滴）の配下で奮戦した「小泉四郎右衛門尉」（市史本『始末記』）のことであらう。小泉氏は大和興福寺衆徒の出身として河口庄兵庫郷政所職を有した代官から朝倉氏の被官に転身したものとされ、早くから朝倉氏に仕えた重臣で、特に、嫡家の小泉藤左衛門尉家は朝倉氏一乗谷奉行人を勤める一家で、「小泉四郎右衛門尉」はその一族であり、その子孫と思われる「小泉四郎右衛門尉吉宗」は、天文二年三月廿三日に吉田郡藤島庄高木郷内（現福井市）の知行所のうち田地二段を越知山大谷寺へ寄進している（「小泉吉宗寄進状」『越知社文書』『県史』資5）。但し、小泉四郎右衛門の館跡は「越前国城蹟考」では南条

郡妙法寺村（現武生市）に記載されている。なお、元龜四年（天正元年）八月十四日の江州合戦で朝倉方が敗北した時の戦死者の中には「小泉四郎右衛門」が見える。なお、これは『信長公記』によるが、「当代記」や「朝倉始末記」（『福井市史』資料編2）では「小泉四郎左衛門」とある。